

IPD システム構築に係るこれまでの検討について（案）

令和3年8月26日
科学技術・学術政策局
人材政策課技術士担当

技術士分科会初期専門能力開発・試験検討作業部会は、第10期において、「技術士制度における IPD (Initial Professional Development (初期専門能力開発)) システム導入に向けた検討の進め方について (令和3年2月5日)」において、検討に際しては、(1) IPD プログラムの機能の整理、(2) IPD 支援者の機能の整理、(3) 若手技術者及び修習技術者の IPD 活動の環境整備のための機能の整理、の3点を柱とすることとなった。

これらの第10期に掲げられた検討事項・課題について、これまでの検討を踏まえて以下のとおり整理した。

(1) IPD プログラムの機能の整理

① IPD 活動で育成すべき能力の明確化

- ・ IPD プログラムを考える前提として、まず、GA (Graduate Attributes) を強化し PC (Professional Competencies) を取得するために IPD プログラムを通して育成すべき能力について明確にする。
- ・ IPD プログラムにおいては、技術士に求められる資質能力 (コンピテンシー) のうち、特に、専門的学識以外の問題解決能力やマネジメント能力など共通的な項目を身につけることに焦点を当てることが重要である。

IPD 活動の実施にあたり、目標の設定方法や具体的な内容については若手技術者とその支援者に委ねるべきであるものの、統一的な原則は必要であるとした。そこで、達成目標の設定にあたっては、「技術士制度における IPD システムの導入について (令和3年1月8日)」において、「修習技術者のための修習ガイドブック-技術士を目指して-第3版」(公益社団法人日本技術士会、平成27年1月) 以下「修習ガイドブック」という。) において提示している「専門技術能力」「業務遂行能力」「行動原則」の3つの柱を基礎に位置付けることとした。

② IPD プログラムの体系の構築

技術士分科会において IPD プログラムの具体的内容を作るのではなく、若手技術者や修習技術者が、各学協会や教育機関で行っている既存の研修等を活用

しつつ、①で明確化された能力を身に着けるために行う修習の全体の体系をつくるべきとされた。

そのプログラム体系に則り運営主体がガイドラインを策定し、これに基づいて若手技術者や修習技術者が修習する仕組みが必要であるとされた。ただし、IPD 活動の実施環境によって要する労力、コスト等に顕著な格差を生じさせないために、ICT を活用する等、活動方法については配慮が必要である。

③IPD プログラムの分類

IPD プログラムにはOJT (On-the-Job Training (実務訓練) に相当するもの) と OFF-JT (Off-the-Job Training (教育研修) に相当するもの) の大きく2つに定義づけし、OJT に相当するものとしては実務経験型学習、OFF-JT に相当するものとしては実務聴講型学習等が相当するとして分類した上で検討を進めることとなった。

(2) IPD 支援者 (メンター) の機能の整理

IPD 活動における修習にあたって、若手技術者や修習技術者が、PDCA サイクルを回しながらセルフマネジメントを行うことによって、資質能力を発展向上させる活動と、優れた指導者等による支援を受けながら資質・能力を高める活動を掛け合わせて修習を進めていくことが望ましいとされた。IPD 支援者 (以下、「メンター」という。) からアドバイスを受ける仕組みは重要であり、メンターの役割の明確化と、その役割を踏まえた上でメンターとして求められる要件について、メンターの定義づけが必要であるとされた。

運営主体は、メンターのガイドラインを策定し、ガイドラインに基づいてメンターが若手技術者や修習技術者に指導を行うことが重要であるとともに、運営主体がメンターの学習プログラムを作り、プログラム修了者をメンターとして指導にあたらせることの是非についても検討することとなった。

(3) 若手技術者及び修習技術者の IPD 活動の環境整備のための機能の整理

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」答申素案」においては、個人が能力を最大限発揮できる環境を整備することが重要である旨の記載がなされている。

IPD 活動を実施する若手技術者が、個人の能力を最大限発揮できる環境を整備することが重要である。そのために、IPD 活動を実施する若手技術者や修習技術者が、日本技術士会や各学協会、関連する各団体からの支援を受けながら、体系的で効果的な活動を行うことができるよう、IPD 活動を実施することが奨励される。

また、若手技術者や修習技術者、メンターや研修提供者が交流できるコミュニティの形成も検討することとなった。

(4) IPD システムの運営主体

IPD システム全体をマネジメントする運営主体については、その目的や要件、事務等についても明確化し、新しく設立するのか、既存の組織に担わせるのかも含めて検討する必要がある。なお、運営主体は、修習ガイドラインの策定、ロールモデルの提示、IPD プログラムのデータベース化や、メンターの登録・検索システムの開発を行うなどの事務を行うことが想定される。